

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援 給付金（7万円/1世帯）のご案内

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金は、令和5年12月1日時点で稲美町に住民登録がある①住民税均等割非課税世帯や②令和5年1月から12月までに予期せず家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- DV（ドメスティック・バイオレンス）等で住民票を動かさずに稲美町に避難中の方も、給付金を受給できる場合がありますので、重点支援給付金専用ダイヤルへご相談ください。

支給額

1世帯あたり7万円

支給時期

「支給のお知らせ」通知後、または確認書（申請書）を受領した日から30日以内。

手続き方法等

① 住民税非課税世帯

※世帯全員の令和5年度の住民税均等割が非課税の世帯

ア. 「支給のお知らせ」が届いた世帯（申請手続きは不要）

- 対象世帯で、稲美町から電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円/世帯)等の給付を受けた世帯のうち、口座の確認ができた世帯に送付します。
- 記載内容に変更がない場合、申請手続きは不要です。受給の辞退や振込口座の変更などがある場合は、令和6年2月15日までに重点支援給付金専用ダイヤルまでご連絡ください。


イ. 「確認書」が届いた世帯（申請手続きが必要）

- 上記の「支給のお知らせ」の発送対象世帯以外の給付対象世帯に送付します。
- 確認書に記入し、必要な書類を添えて同封の返信用封筒にて返送ください。
- 確認書受付期限：令和6年4月30日※当日消印有効

② 家計急変世帯

※令和5年1月から令和5年12月までの収入が予期せず減少し、世帯全員が「住民税均等割非課税相当」となった世帯

- 申請手続きが必要です。申請書等は町ホームページからダウンロードしていただくか、重点支援給付金専用ダイヤルまでご連絡をお願いします。
- 申請期限：令和6年4月30日

 **給付金に関する「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！**
自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

稲美町重点支援給付金専用ダイヤル

☎ 079-492-9177

受付時間 平日8:30~17:15

【確認書(申請書)送付先】

〒675-1115 加古郡稲美町国岡1-1

稲美町役場 地域福祉課

重点支援給付金担当 宛